

市内事業者が取り組む産業財産権取得を応援します！

～足利市産業財産権取得事業補助金のご案内～

特許権等の産業財産権を企業の強みとし、製品・技術開発力を高めていただくため、特許権、実用新案権、意匠権、商標権の出願にかかる費用の一部支援を行うものです。

1. 支援制度の概要

補助事業	特許権、実用新案権、意匠権、商標権（自社製品を対象としたもの）に関する出願事業
補助対象者	○市内に事業所などを有する中小企業者または個人事業主 ○業種が製造業、機械修理業、ソフトウェア業、デザイン業、機械設計業、その他の工業製品の設計、製造または修理と密接に関連する事業活動を行うもの ※業種は利益や売上高などが最も高いものによって判断する。
補助対象経費	特許庁へ支払う出願料、弁理士手数料 など
補助額	補助対象経費の30%以内（1,000円未満切り捨て） 最大30万円（1年度あたり）
注意事項	○必ず 出願前に 申請すること。（すでに出願したものは対象外です。） ○令和7（2025）年3月31日までに事業を完了すること。 （必要経費のお支払いを済ませ、市へ完了届を提出した時点で完了とみなします。） ○申請時から出願内容や金額などが変更になる場合は変更届を提出すること。 ○その他法令に違反がないこと。

2. 申請について

(1) 申請書類

必要な申請書類や記入例につきましては、市ホームページよりご確認ください。
申請書類は以下URLからダウンロードできます。

<https://www.city.ashikaga.tochigi.jp/page/jigyuhoujo.html>

（足利市公式ホームページ → 市役所各課のページ → 産業ものづくり課 → 産業財産権取得事業補助）

足利市 産業財産権

検索

	提出書類	備考
1	補助金交付申請書	別記様式第4号
2	企業概要書	
3	事業計画及び予算書	
4	出願の概要が分かる書類	要約書に使用した図面など
5	弁理士からの見積書（写し）※	弁理士を介して出願する場合のみ

<参考> 変更及び完了のお手続きをする場合の提出書類

○変更の場合、

①事業計画変更・中止承認申請書、②変更後の事業計画及び予算書、③変更後の 弁理士からの見積書（写し）※

○完了の場合、

①事業完了届、②事業実績及び決算書、③経過報告書、④弁理士からの請求書（写し）※、⑤弁理士からの領収書または支払証明書（写し）※、⑥受領書（写し）※、⑦市指定の請求書

自己出願の場合、※は不要です。ただし、完了時には電子化手数料の領収証（写し）を添付してください。

(2) 申請先・申請方法・申請期間

【申請先】 〒326-8601 足利市本城3丁目2145（本庁舎別館1階）
足利市役所 産業観光部 産業ものづくり課 工業・国際戦略担当

【申請方法】持参または郵送またはメール

【申請期間】随時（令和6（2024）年4月1日～令和7（2025）年3月31日）

※令和7（2025）年3月31日までに事業を完了すること。

※紙媒体提出前に産業ものづくり課へ申請書類をメールで送付し、内容の事前確認を行ってください。

事前確認メールアドレス：kougyou@city.ashikaga.lg.jp

3. 制度利用の流れ（弁理士を介して出願する場合）

1. 制度利用の検討

- これから出願予定の産業財産権について、補助対象となるか否かをご確認ください。
下記すべてに当てはまる場合は補助対象となる可能性がありますので、市へご一報ください。
 - 特許権、実用新案権、意匠権、商標権（自社製品を対象としたもの）に関する出願であるか。
 - 市内に事業所などを有する中小企業者または個人事業主であるか。
 - 業種が製造業などに当てはまるか。
 - 出願前であるか。（すでに出願したものではないか）
 - 令和7（2025）年3月31日までに事業を完了することは可能か。

2. 申請書類の作成・事前確認

- 補助対象となるか確認が取れましたら、申請書類を作成してください。
- 併せて、弁理士からの見積書もご準備ください。
- 申請書類一式が準備できましたら、メールで送付してください。不備などがあった場合は修正していただきます。

3. 申請書類の提出

- 不備がなくなった時点で、持参または郵送またはメールにてご提出ください。

4. 申請書類の審査～交付決定（足利市）

- 申請書類の審査を行い、正式に交付決定となります。
- 交付決定通知書は郵送させていただきます。

5. 特許庁へ出願

出願内容・金額などに変更がある場合は、
完了のお手続きをする前に変更のお手続きしてください。

6. 必要経費を弁理士へお支払い

7. 事業完了届及び請求書の提出

- 申請時と同様に、紙媒体提出前に完了書類一式及び市指定の請求書をメールで送付してください。
- 不備がなくなった時点で、持参または郵送またはメールにてご提出ください。

8. 補助金を交付（足利市）

【お問合せ先】

足利市役所 産業観光部 産業ものづくり課 工業・国際戦略担当
〒326-8601 足利市本城3丁目2145（本庁舎別館1階）
電話：0284-20-2110 FAX:0284-20-2259
E-mail：kougyou@city.ashikaga.lg.jp

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

